

5 監 査 第 158 号
令 和 5 年 12 月 25 日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和5年11月22日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年11月22日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
 - (1) 令和5年7月23日から同月24日までに行われた愛知県議会議員2名の議員派遣に係る旅費
 - (2) 令和5年8月28日から同月30日までに行われた愛知県議会議員3名の委員派遣に係る旅費
- 3 当該行為が違法・不当である理由
 - (1) 愛知県議会議員2名の議員派遣終了報告書（以下「本件議員報告書」という。）の記載内容が全く同じである。
 - (2) 愛知県議会議員3名の委員派遣終了報告書（以下「本件委員報告書」という。）の記載内容が全く同じである。
 - (3) これらは報告書の不備であり、社会通念上許されない。
- 4 請求する措置
支出された旅費の返還を求める。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員高桑敏直及び近藤裕人は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

- 1 議員派遣制度について
議員派遣制度は、法第100条第13項の規定に基づき、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査等のため、議会が議員を派遣するものである。愛知県議会会議規則（昭和31年10月20日議会規則。以下「規則」という。）第126条は、同項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定（緊急を要する場合は議長において決定）することと定めており、派遣に係る取扱いの詳細は、愛知県議会議員派遣取扱要領（平

成 14 年 3 月 20 日議会運営委員会決定。以下「要領」という。)により定められている。

そして、要領では、第 7 項において「議員は、派遣終了後速やかに「議員派遣終了報告書（様式 3）」を、議長に提出しなければならない」と定められ、議員派遣終了報告書には、派遣の内容として派遣先並びに派遣の目的及び内容を記載するものとされている。また、第 9 項において「議長は、提出された「議員派遣終了報告書等」により派遣状況を確認したときは、その派遣状況を議会運営委員会に報告するものとする」と定められている。

2 委員派遣制度について

委員派遣制度は、委員会の所管事項に関する調査又は議会の議決により付議された事件等の審査のため、委員会が委員を派遣するものである。規則第 72 条は、委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならないと定めており、派遣に係る取扱いは、「委員会の委員による個別の県外調査実施方法について」（平成 21 年 7 月 3 日議会運営委員会決定。以下「決定」という。）により定められている。

そして、決定では、「委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式 3）を委員長に提出する。」と定められ、委員派遣終了報告書には、月日、用務先及び所在地、調査結果並びに宿泊地を記載するものとされている。愛知県議会事務局議事課によれば、この委員派遣終了報告書により、委員長が派遣状況を確認しているとのことである。

3 本件議員報告書及び本件委員報告書の不備に関する判断について

前記 1 及び 2 を前提として検討すると、各議員又は各委員は、派遣状況の確認に資するよう各報告書の内容を記載し、議長又は委員長がその報告書等の諸事情により派遣状況を確認することが想定されている。この点、請求人は、本件議員報告書及び本件委員報告書の記載内容がそれぞれ同じであることは、いずれも報告書の不備であり、社会通念上許されないと主張しているが、派遣状況の確認は、諸事情により議長又は委員長の判断によるところが大きく、本件議員報告書及び本件委員報告書の記載内容がそれぞれ同じであることをもってこれらを直ちに不備と判断することはできない。また、このように解することを妨げる特段の事情も認められない。

よって、請求人の主張は個人の見解にすぎず、財務会計上の行為が違法又は不当である旨の指摘として失当である。

第 4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法

であり、これを却下する。